

○総務省告示第百二十七号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第四項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後		改正前	
昭和三十九年六月三十日以前	率	同上	率
昭和六十年七月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	一・五八	同上	一・五三
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・五〇	同上	一・四五
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで	一・四六	同上	一・四一
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・四四	同上	一・三九
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・四〇	同上	一・三五
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・三六	同上	一・三一
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・三〇	同上	一・二六
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・二六	同上	一・二二
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・二二	同上	一・一七
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・一八	同上	一・一四
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・一四	同上	一・一〇
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・一一	同上	一・〇八
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・一〇	同上	一・〇六
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇八	同上	一・〇四
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇六	同上	一・〇二

平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇一
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・〇五	〔同上〕	一・〇一
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇七	〔同上〕	一・〇三
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇四
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇五
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇九	〔同上〕	一・〇五
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇九	〔同上〕	一・〇五
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇五
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇五
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇九	〔同上〕	一・〇五
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇九	〔同上〕	一・〇五
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇九	〔同上〕	一・〇五
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・〇九	〔同上〕	一・〇五
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・〇九	〔同上〕	一・〇五
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇九	〔同上〕	一・〇五
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇五
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇四
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇四
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇四

備考 表中の「」の記載は注記である。	平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇四
	令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇四
	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇四
	令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇八	〔同上〕	一・〇四
	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一・〇六	令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一・〇三
	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	一・〇四		

## 附 則

- 1 この告示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。